

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	こども医療に関する業務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、こども医療管理業務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

## 評価実施機関名

広島県三次市

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療に関する業務
②事務の概要	三次市こども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①こども医療の認定審査、実施対象者把握
③システムの名称	1. こども医療システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)こども医療情報ファイル (2)宛名ファイル (3)宛名履歴ファイル (6)税情報ファイル (7)口座管理ファイル (8)口座振替ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第9号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援部 こども家庭支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 子育て支援部こども家庭支援課(育児支援係) 電話:0824-62-6148
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、入力作業等の際は、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し教育研修を実施するとともに、事務取扱者への監督を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	子育て支援部 育児支援課	子育て・女性支援部 女性活躍支援課	事前	
平成27年4月28日	I-8	三次市福祉保健センター(広島県三次市十日市東三丁目14番1号) 子育て支援部育児支援課(児童家庭相談係) 電話:0824-62-6247	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 子育て・女性支援部女性活躍支援課(育児支援係) 電話:0824-62-6148	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成27年4月28日	I-5-②	岡田 康則	松長 真由美	事前	
平成28年5月24日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月24日時点	事後	
平成28年5月24日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月24日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成28年7月1日	表紙-評価書名	乳幼児医療児童医療に関する業務	こども医療に関する業務	事後	
平成28年7月1日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	三次市は、乳幼児医療・児童医療管理業務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	三次市は、こども医療管理業務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成28年7月1日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成28年7月1日	事後	
平成28年7月1日	I-1-①	乳幼児医療児童医療に関する業務	こども医療に関する業務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I-1-②	三次市乳幼児医療費支給条例(平成16年三次市条例第73号)、三次市児童医療費支給条例(平成16年三次市条例第292号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①乳幼児医療の認定審査、実施対象者把握	三次市子ども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子ども医療の認定審査、実施対象者把握	事後	
平成28年7月1日	I-1-③	1. 乳幼児医療児童医療システム 2. 中間サーバ	1. 子ども医療システム 2. 中間サーバ	事後	
平成28年7月1日	I-2	(1)乳幼児医療情報ファイル	(1)子ども医療情報ファイル	事後	
平成28年7月1日	II-1	平成28年5月24日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成28年7月1日	II-2	平成28年5月24日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成29年5月31日	I-5-②	松長 真由美	廣瀬 恭子	事後	
平成29年5月31日	II-1	平成28年5月24日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II-2	平成28年5月24日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)第4条第1項	事後	
平成29年5月31日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第9号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)第4条第1項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	表紙－公表日	平成28年7月1日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	I－5－②	廣瀬 恭子	課長	事後	
平成30年10月23日	表紙－公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	II－1	平成29年5月31日時点	平成30年6月29日時点	事後	
平成30年10月23日	II－2	平成29年5月31日時点	平成30年6月29日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙－公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I－7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II－1	平成30年6月29日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II－2	平成30年6月29日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV－2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－3		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－4		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－6		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－8		[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	IV－9		十分に行っている	事後	
令和2年7月14日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月14日	事後	
令和2年7月14日	I－5－①	子育て・女性支援部 女性活躍支援課	子育て支援部 子育て支援課	事後	
令和2年7月14日	I－7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月14日	I－8	子育て・女性支援部女性活躍支援課(育児支援係) 電話:0824-62-6148	子育て支援部子育て支援課(育児支援係) 電話:0824-62-6148	事後	
令和2年7月14日	II－1	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月14日	Ⅱ-2	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙-公表日	令和2年7月14日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ-1	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ-2	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年12月27日	表紙-公表日	令和3年7月2日	令和3年12月27日	事後	
令和3年12月27日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第9号	事後	
令和4年7月15日	表紙-公表日	令和3年12月27日	令和4年7月15日	事後	
令和4年7月15日	I-5-①	子育て支援部 子育て支援支援課	子育て支援部 子育て支援課	事後	
令和4年7月15日	I-8	子育て支援部子育て支援支援課(育児支援係) 電話:0824-62-6148	子育て支援部子育て支援課(育児支援係) 電 話:0824-62-6148	事後	
令和4年7月15日	Ⅱ-1	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年7月15日	Ⅱ-2	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和5年8月25日	表紙-公表日	令和4年7月15日	令和5年8月25日	事後	
令和5年8月25日	Ⅱ-1	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年8月25日	Ⅱ-2	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和6年12月4日	表紙-公表日	令和5年8月25日	令和7年1月24日	事後	
令和6年12月4日	I-1-③	1. こども医療システム 2. 中間サーバ	1. こども医療システム 2. 中間サーバ 3. 団 体内統合宛名システム	事後	
令和6年12月4日	I-5-①	子育て支援部 子育て支援課	子育て支援部 こども家庭支援課	事後	
令和6年12月4日	I-8	子育て支援部子育て支援課(育児支援係)	子育て支援部こども家庭支援課(育児支援係)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	Ⅱ-1	令和5年5月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月4日	Ⅱ-2	令和5年5月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月4日	Ⅳ-8リスクへの対策		十分である	事後	
令和6年12月4日	Ⅳ-8判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、入力作業等の際は、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年12月4日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月4日	Ⅳ-11当該対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月4日	Ⅳ-11判断の根拠		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し教育研修を実施するとともに、事務取扱者への監督を行っている。	事後	